再生可能エネルギーの導入に伴う取り組み

議長

次の質問に移ります。
前田智永議員。
前田智永議員

議席番号11番、会派未来の種の前田智永でございます。
議長にお許しをいただきましたので、通告に従って順次質問をさせていただきます。
まず、大項目1点目、再生可能エネルギーの導入に伴う取り組みについて伺います。

太陽光発電は、固定価格買取制度（FIT制度）が2011年、平成23年に創設されて以来、全国的に導入が進んでおりますが、一方で、太陽光発電事業に伴う土砂流出や濁水の発生、景観への影響、反射光による生活環境への影響などの問題が増えております。
また、重要な動植物の生息・生育環境の改変等による自然環境への影響等も懸念されております。
こうした状況を踏まえ、2020年、令和2年4月から、太陽光発電事業が環境影響評価法の対象事業として追加され、適切な環境配慮が講じられるとともに、環境と調和した形での事業の実施が確保されるよう、環境省は太陽光発電の環境配慮ガイドラインを策定いたしました。

(1)本市は2024年、令和6年4月にゼロカーボンシティ宣言をし、再生可能エネルギーの最大限の導入、脱炭素社会の実現を推進しておりますが、太陽光発電設備の設置による市民の生活環境への影響や、自然環境の保全の観点から、全国的に制定がされている太陽光発電設備の設置の制限や適切な管理に係る条例を制定すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。
以降の質問は質問席にて行います。
議長

答弁。市長。

市長

ご質問にお答えいたします。

太陽光発電設備は、平成24年7月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されて以来、全国的に導入が進んでおり、土砂の流出や反射光による生活環境への影響、さらに自然環境への影響が懸念されておりますが、本市では、現在そのような問題や苦情は確認しておりません。

一方、国は、事業者に対し、太陽光発電設備の設置にあたり、電気事業法やいわゆる再エネ特措法など関係法令を遵守するとともに、環境影響評価法や環境配慮ガイドラインによる環境保全に関する適切な措置も義務付けています。

現在、国が太陽光発電設備の環境への影響抑制や事業者の監視を厳格化するなど、規制強化策を検討していることから、本市といたしましては、これらの状況を注視し、適切に判断してまいります。

国の規制強化と本市の対応について

議長

前田智永議員。

前田智永議員

はい、おっしゃるように、通告してから本日までに、国のほうがかなり進んだことをされておりまして、先日中国新聞にも出ておりました。「メガソーラー安全確保へ」ということで掲載されておりまして、規制強化策として、10kW以上の発電所を対象に国の審査・規制をするという方針を公表されました。

これには3つの柱を掲げておられるということを詳細に書かれておったんですが、1つ目が自然環境、希少野生動植物への影響。2つ目が大規模な林地開発や盛土・切土などによる安全性。3つ目が景観への影響と、3つ柱を掲げて7法令を軸に26年度にかけて見直すということでございました。

このことについて、全国的にはこれは一律にもちろんされるわけですけれども、もちろん都市部とこの地方においては、かなり環境が違ってくるのではないかと、このメリットについてもデメリットについても違うことが想定されます。本市においてどのようなメリット、逆に懸念というところがあるかお伺いしておきたいと思います。

議長

答弁。環境政策課長。

環境政策課長

ご質問にお答えします。

先ほど議員言われましたように、国は電気事業法をはじめまして、種の保存法など7法令を軸に、2026年度にかけて見直しの見直しを進めておられます。
現段階では、法改正の内容が明らかでないため、市町にどのような役割で、今後どのような事務負担が発生するかなど、具体的なことはまだ分かりませんので、今後も国の動向を注視してまいりたいと思っております。
議長

前田智永議員。

前田智永議員

はい、国がされることに順じて、本市でも対応していくということでございますけれども、私この質問をするにあたって、いろいろとずっと年数をかけて調べさせていただいてたんですけれども、県内ではすでにこういった関係の条例を制定されているところがございます。

ただ、規制というところではなかなか難しいというところがございまして、全国的にも調べますと、環境配慮等で裁判等も起こされている事例もありまして、市の方が、町の方が、自治体の方が負けたと

いうような訴訟も確認されましたので、これはかなり気をつけてといいますか、しっかりと調べながらやっていかないといけないとは思うんですけれども。

先日、東広島市制定されてますので、ちょっとお話を伺いに行ったところ、この制定をされる前はそんなに相談は寄せられなかったんだけれども、制定されてからかなり相談が寄せられるようになったというお話を伺いました。

で、私がこの質問をするにあたって、先ほど市長の答弁では「質問が寄せられてない、ご意見が寄せられてない」というふうにお伺いしたんですけれども、私のところにはかなりいろいろな、一市六町全域と言っても過言ではないほどの不安の声が寄せられましたので、この質問に至っております。

国に任せるところとか、自治体がやるべきことという整理を、国の判断を待ってからするのではなく、本市の住民の払拭とかトラブルの回避が国のほうで完全にできるかというと、そうではないと思うので、懸念材料については調べておく必要があるのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長

答弁。環境政策課長。

環境政策課長

はい、ご質問にお答えします。

先ほど市長答弁にありましたように、市のほうには、今の太陽光発電設置に関しまして、市民のほうから問い合わせ、もしくはトラブル、その事業者とのトラブル等が発生したということは確認はできておりません。

ただ、ま、今後ですね、今議員がおられるように条例制定のことに関しましては、この太陽光発電設備自体の設置がですね、国への申請となっておりますので、直接どの事業者がどこへ設置をするかというのは、大きなメガソーラー級でないと、市のほうに相談はございませんので、なかなかどこにされるかというのは知ることはできないというのが現状です。

ですから、東広島のように条例を制定されれば、当然市のほうを経由するわけですから、事務量も増えますし、相談件数も増えるとは思っておりますが、今現在のところ、そういった問題は発生してないという状況でございます。

組織体制と相談窓口の必要性について

議長

前田智永議員。

前田智永議員

はい、おっしゃるように、この市に関わる、その設置にかかって、市に関わるところがないんですよね、今のところ。
よっぽど大きいメガソーラーとかになると関わることになると思うんですけれども、そうでない場合、関わる機会がない、相談をする窓口がそもそもないのでは、というところで、次の質問に移りたいと思います。
本市の誇る豊かな自然と文化を次世代につなぎ引き継ぎ、持続可能な将来を実現するため、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー導入に係る管理・監視・指導を行う部署や係を設置し、主体的に取り組む組織体制づくりが必要と考えますが、市長の見解をお伺いします。

議長

答弁。市長。

市長

ご質問にお答えいたします。

現在、太陽光発電設備の設置に関する許可や規制等の事務は、主に経済産業省が担っております。
市の事務といたしまして、環境負荷を低減する観点から、太陽光発電などの新エネルギー活用に関する事務は環境政策課が所管しております。
また、景観保全の観点から、広島県景観条例に基づく大規模行為届出対象地域における太陽光発電施設の設置等、大型施設建築の届出続きは都市整備課が担っております。
現在、現時点で大きなトラブルの発生や規制上の課題は確認されていないことから、規制条例等の制定は検討しておらず、したがって、直ちに新たな統括部門の設置や体制強化を行う必要はないと考えております。

一方で、近年民間事業者による大規模な施設設備を伴う太陽光発電事業への参入が拡大しており、今後は景観への影響や地域住民との合意形成などに対する国の規制の拡大も想定されることから、これらの状況を注視してまいります。

議長

前田智永議員。

前田智永議員

はい、今ご答弁いただきましたように、これに対応していくとなると、いくつかの課が所管することになると思います。
今おっしゃっていただいたように、規制の強化というところが、まあ国のところがどうなるかというところはもちろんあるんですけれども、景観を保全するという観点でしたり、先ほどの3つの柱ですね、あの国のほうが掲げておられる3つの柱を守っていくというところになると、規制をしていくことになると思いますし。
ゼロカーボンシティ宣言を本市はしておりますので、再生可能エネルギーの推進、これも両極、全く違うことではないかと思うんですけどう、これを両極いっぺんに対応していかないといけないのではな

いかと思います。
窓口や対応の専門部署も必要になってくるんじゃないかと思っております。
そもそもゼロカーボンシティ宣言をしたけれども、どのように進めていくのかというところも、ちょっと不透明なところも市民に対してですね、不透明なところもありますし、どういうふうに進めていくか、規制していくかというところについては、どのようにお考えでしょうか。

議長

答弁。環境政策課長。

環境政策課長

え、ご質問にお答えします。

え、ゼロカーボンシティ宣言を行いました、現在まで取り組みを進めておりますけども、え、太陽光発電の設置は、ま、国がしておりますけども、市としましてはLED化であったりとかですね、え、低炭素な車を導入するなどの取り組みを今現在進めているところでございます。

議長

前田智永議員。

前田智永議員

はい、おっしゃるように、私ども議員のほうにも、あの予算決算の審査などでそういったところが伺えてはオるんですけれども、今後本当にやっていくとすれば、それこそ全課挙げて、全市民挙げてゼロカーボンシティ宣言に沿って、再生可能エネルギーをどうしていくのかというところにも関わってくると思います。

で、ちょっと視点を変えまして、物はやはりいつか期限が来れば、壊れたり廃棄をしていくということになります。
この太陽光パネルですけれども、FIT法に基づいた年季が来れば、廃棄処分も増加していくと思います。
それはもう今から増えていくと思います。
リサイクルプラザ内にある環境政策課では、こういったことにも対応していくようになるのかなと、一般市民としては感情ではあります。
ただ、これが廃棄がですね、あのリサイクル法とかでまだ対応が国ができていないというところで、市がどのように対応していくのかというところも懸念がされますし、最悪の場合、あの廃棄するのに資金が大量に必要になりますので、それが不足して放置されるというようなことも十分に考えうるわけですけれども、そういったことへの対応も今の体制のままで十分できるかどうかというところをお伺いしておきたいと思います。
議長

答弁。環境政策課長。

環境政策課長

ご質問にお答えします。

太陽光発電につきましては、ほとんど今、再エネ特措法、いわゆる再エネ特措法のほうで、FITの申請を認定を受けてされております。
その法律の中でもですね、処分等についてはきちんと明記をされておりまして、処分にあたっての積立制度等も活用することとなっております。
私どものこの庄原市の、リサイクルプラザといいますか環境政策課が所管しております廃棄物処理施設でありますけども、これは一般廃棄物の処理施設でありまして、太陽光発電につきましては、事業に出るゴミということで産業廃棄物になります。これは広島県が所管しておりますけども。

現在、太陽光発電のリサイクル等を担っている施設っていうのは、ま、広島県内に、え、すいません、3施設あったと思います。
え、ということで、私どものほうに万が一、今のところはないですけども、太陽光発電についての処分の問い合わせがあった場合には、そちらの業者を紹介するようになると思います。
議長

前田智永議員。

前田智永議員

はい、ま、設置の時にそういったことはもちろん、あの市民の方といいますか事業者の方も把握をされてから設置をされているとは思いますけれども、これが1年2年で廃棄するわけではないので、え、何十年も経ってそれを廃棄するとなった時に、その体制がまあ今のままかどうかは別としまして、どうしたらいいのかというところで、窓口に対応してもらうといいますか、問い合わせをするということがまず1つ目のアクションになるのかなというふうに思いますので、そういった想定もしながら、本市としても対応ができる環境をまず作っていただきたいと思います。

あの推進と規制をしていくというところでですね、やっぱりあの専門性も必要になると思うんです。
あの、やっぱり対応をうちでしないから、対応といいますか、その国が対応していくからうちは分からないということではいけないと思いますので、職員さんも借りと専門性を持って理解しておかないといけないと思いますし、事業者と市民ももちろん理解をしないといけないと思いますし、その設置にあたっては、お互いにあの我慢だったり歩み寄りだったりっていうところで、丁寧な議論が必要だと思うんです。
お互いにちゃんと納得した上で、突如急に隣にボンとそういったものが建ったら、やっぱりいい気はしないですよね。
そういうことがないように、冒頭申しましたガイドラインができているわけですけれども、そこをしっかりと市としても、どこにどういうものがあるのか、それにどういうふうに対応できるのかという体制は必要だと思うんですけど、もう一度伺いしておきたいと思います。

[続き] 再生可能エネルギーと若者の移住定住策について

議長

答弁。環境政策課長。

環境政策課長

ご質問にお答えします。

先ほど言いましたように、太陽光発電に関する届け出や手続きは、国が行っているため、本市独自で設置個所や場所等は把握はしておりませんが、資源エネルギー庁が出しております再生可能エネルギー発電計画の認定情報によりますと、20kW以上の認定数は、令和7年10月時点の現在では、本市には435施設。うち、またメガソーラーと言われる1,000kW以上のものは14施設となっておることは、そちらの書類で把握をしております。

議長

前田智永議員。

前田智永議員

はい、その方がどういった方であるのかというところはその書面上では確認ができないと思いますので、しっかりと、もし市民の方が、事業者の方が相談に来られた場合、そういった対応が丁寧にできる体制をしっかりと構築していただきたいと思います。

今後ですね、本市で太陽光発電や水力発電今行われてますけれども、もしかしたらその再生可能エネルギーの推進というところ、ゼロカーボンシティ宣言に沿ってどういったことをしていくのかという中で、バイオマス発電だったり、地熱発電だったり、風力発電だったり、どんなことを今から挑戦していくかというところは、これからの市政の考え方だと思いますし、市民からもそういったことがあれば一緒に頑張っていこうということになると思います。

そういった意味でですね、他市町を見ると、再生可能エネルギー、その国の言う方針を進めていくために、組織体制の中で、そういった係だったりとか、対応はここですよと、推進はここですよと、市民に見える化をしているところがかなり多くありましたけれども、そういった組織体制の見直しを含めた、今後どういうふうに進めるかといった協議がされるかどうか、最後にお伺いしたいと思います。

議長

答弁。企画課長。

企画課長

はい、ご質問にお答えをいたします。

え、それぞれの業務の、ま、執行体制につきましては、まあ先ほども答弁させていただきましたけれども、え、その政策がしっかり効果を生み出すような形で、え、整理をしていきたいと、今回につきまし

ては、これらにつきましては来年度に向けてですね、整備をしてきたいと思っております。

で、今議員おっしゃる通り、再生エネルギーの分野、様々これからも動きが見えてくるかなというふうに思います。太陽光のように、ま、規制の強まるものもありますし、逆にはもっと拡大していくようなものもあるかと思います。
そうした時々の時勢を捉えまして、組織体制についても当然にですね、え、柔軟な対応が求められてくるというふうに思っております。
その際には、庁内でしっかり、ま、意見を吸い上げまして、そうしたような流れにですね、え、しっかり向き合えるような体制を、ま、取っていきたいというふうに考えております。
議長

前田智永議員。

前田智永議員

はい、おっしゃるように、地球温暖化という大きな括りで言いますと、農業にもかなり大きな影響があります。高温障害、低温障害等も、これまでにないものが出てきているものもありますし、そういったところを、やはり地球に住んでいるみんなで進めていこうという、国の動き、世界の動きというところにも、やっぱり関わってくると思いますので、本市においても柔軟に対応ができるように進めていただきたいと思います。

では、大項目2の質問に移ります。

若者の移住定住を推進するための市長の戦略について

前田智永議員

若者の移住定住を推進するための市長の戦略についてお伺いします。

市長は、将来像の実現に向けて3つの柱で市政運営を進める方針を表明されました。
1つ目の柱として挙げられた「安心な暮らしの充実」について、若い方々が望むライフスタイルを実現できる施策をブラッシュアップするとされております。
本市の最重要課題として人口減少対策が挙げられますけれども、今我々が取り組むべき喫緊の対策として、先ほどの質問の答弁にもあったかと思いますけれども、いろいろな施策展開をしてきて、積み上げられたところに数字というところになってくると思いますので、まず今私たちが取り組むべきという対策として、若者の移住定住の促進による人口の社会増を実現することであると考えます。
その観点で、1つ目の質問です。
(1)今年度は第2期庄原市住宅基本計画の最終年度であり、計画の検証や次期計画の策定を進められておりますけれども、その状況をお伺いします。

議長

答弁。市長。

市長

ご質問にお答えいたします。

住宅基本計画は、住生活基本法に基づき、上位計画である住生活基本計画の全国計画及び広島県計画に即し、持ち家や賃貸住宅などの全ての住宅における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する方向性を示す基本計画として策定するものでございます。

次期計画では、2期計画中の10年間で一層深刻化した人口減少と少子高齢化の進行、災害リスクの増大、空き家の増加などの課題や、定住の促進、居住の安定と安全の確保などに取り組み、安心な暮らしの充実に向けた住まいづくりを推進する計画としたいと考えております。

ご質問の現計画の検証及び次期計画策定の進捗状況につきましては、2期計画で定めた施策の目標指数の達成状況や、施策の効果等についての検証作業と並行して、国勢調査及び住宅・土地統計調査の結果をもとに、庄原市の人口動向と住宅ストックの現状を把握し、問題点と配慮事項の分析作業を行っているところでございます。

今後は、検証及び分析の結果を踏まえた住宅施策の課題を抽出し、住宅施策の目標及び方針の検討を進めてまいります。

議長

前田智永議員。

前田智永議員

はい、今順次進められているということですけれども、最後に市長が検討しているとおっしゃいました。
この検討しているというのは、もう長年ずっと、この2期を計画を作られた後からずっとされていると思うんですけれども、そうしている間にも、住む場所がないために庄原を諦めて、他市へ流出しているというような若者がおられます。本当におられます。
将来の税収と地域の担い手を失う最大の機会損失です。
リスクを恐れて何もしないことが最大のリスクです。もちろん何もしていないわけではなく、計画に沿って順次様々な施策展開をされてきたわけですけれども、それでもやはり住む場所がないからじゃあ出て行こうという方が実際におられるわけです。
第3期計画では、これまでの通りの問題課題を整理した指標等で整理するだけではなく、旧町ごとに、地域ごとに目標数を掲げるなど、あの地域交通でも地域別実施計画ありますよね。ああいったことをそれぞれの計画でしていかなければ、それぞれの地域の違いというところをしっかりと捉えて対策を打っていけないんじゃないかと思うんですけれども、お考えを伺います。

議長

答弁。都市整備課長。

都市整備課長

ご質問にお答え申し上げます。

本市では、64団地、864戸を管理しており、市営住宅の管理をしており、住宅に困窮する低所得者、高齢者、障害者、子育て世帯の居住の安定を図るために、住居を活用するため、管理、計画しております。

住宅基本計画では、住みよい環境づくりを達成するために計画を行っております。
現在策定中ではありますが、方針としては、住生活の安定確保及び向上の推進に取り組むための計画の位置づけになっておりますので、移住定住に特化した具体的な、旧町、地域ごとの目標数の設定をすることは、今現時点では考えておりません。
議長

前田智永議員。

前田智永議員

はい、今はそういった考えはないということですけれども、計画が策定された平成29年、2017年ですけれども、すでに課題として、本市は豊かな自然環境、里山景観、歴史的資源、里山文化を有し、これらの特性を生かした住まいづくりを進める必要があるという記載がございます。
さらに、若者定住を促進するため、若者・子育て世帯のニーズに応じた住まいづくりを進める必要があるという文章は、何度も繰り返し記載をされております。
定住促進に向けた住宅施策の課題、目標を整理された計画であると思っておりますが、この10年でそれに対してどういった対応、施策展開をされてきたのかお伺いしておきたいと思います。

議長

答弁。都市整備課長。

都市整備課長

え、現在検証・分析を行っている中で、分析の中でも、目標指数を設定しているバリアフリー化などは前回よりも上昇していたり、子育ての誘導居住面積の水準は減少があったとか、そういうデータを検証しております。

木造住宅の耐震化やリフォームの補助、空き家バンクなどの制度の、制度、それから団体との連携などの施策の有無の評価を行ったり、現在、市街地では下水道、その他の地域では合併浄化槽の設置などの推進。
そして、21年度最後に進んでいなかった公営住宅の建て替えなどを、令和3年から2団地の着手、良好な市営住宅の、住宅セーフティネットの構築などの成果を、現在確認しております。
引き続き、公営住宅におきましては、所得の低い世帯や高齢者などの住みよい環境を作るために、計画的に整備をして、建て替えなどを行っていきたいと考えております。

議長

前田智永議員。

前田智永議員

はい、市営住宅への対応はよく理解できました。
ではですね、空き家の活用というところもこの計画の中にはございます。
先ほど市営住宅の方ではですね、所得の要件ですとか、どちらかと言えば福祉的なサポート住宅というような感じなのかなというふうに私は認識しておるんですけれども、この空き家もですね、非常に今多うなっております。
市民と語る会でも、どこの地域に行ってもご相談があるぐらい空き家が増えていて、不安になるとか、その持ち主がもう市外に出ていてどうしたらいいのかとか。
昨日もあのちょうどテレビで報道されておりましたけれども、本市の中の一軒の住宅のことだったのでちょっと驚いたんですけれども、もう所有者が放棄をしたいと。で、法務局で手続きを経て、国に返すというようなことを報道されておりました。
そういったところも今増えているというふうにも伺ってますので、その前にですね、やっぱり次の方へ渡すというような手続きが踏めれば、家も無駄にならないし、所有者も困らないというところで、空き家の活用をしっかりと進めていただきたいと思うんですけれども、これについては都市整備課ではないと思うんですけれども、これについて10年間どのように進めてこられたかお伺いします。
議長

答弁。都市整備課長。

都市整備課長

え、現在検証を行っている中で、空き家についても数値的に把握をしております。
令和5年の住宅・土地統計調査による本市における空き家の、空き家率は約28%。空き家数は10年前の1.45倍になっております。
腐朽・破損の少ない住宅もありますので、空き家バンクの制度の促進などにより、有効活用が必要になると思います。
また、耐震化やバリアフリー、子育て支援等の住みやすい構造へのリフォームなどを支援するような対策が必要になるというふうに考えております。
議長

前田智永議員。

前田智永議員

はい、どの地域にどのような需要があって、何件ぐらいそういったものがあるのかというようなことを検証した上で、次期計画の策定をすることになると思いますので、しっかりとそういった数字を把握した上で、今後どうしていくのかというのが、まず我々も一緒に考えていかなければならないことだと思います。

もちろん、壊していかなければいけないものもあると思いますし、足りていないところにはどういった

対応をしていくのかというところも考えていただかなければならないと思います。

現行の公並公正、全市域へ、というような住宅の移住定住施策、ま、住宅施策と移住定住施策がそもそもどういったリンクをしていくのかというところも今回お話をしていきたいと思って質問させていただいてるんですけれども。

市民の方からはですね、やっぱりその住宅計画ですとか長寿命化計画ですとか、ま、市政懇談会でも市政報告会でもありましたあのコンパクトシティ化、こういったところの話を聞いて、都市計画区域から漏れてる地域は、何て言うんですか、地図から消えていくんではないかと、いうような声も非常に多く聞かれております。

市民の大きな不安となってますので、その都市計画区域とそうでない地域に対して、こうした計画に順じてどのような移住定住施策をされるのかお伺いしたいと思います。

議長

答弁。自治定住課長。

自治定住課長

ご質問にお答えをいたします。

移住定住につきましては、現在、先ほどありました空き家バンク事業でありますとか、住宅の取得、また改修の補助等によりまして、施策を展開しておるところでございまして、特段、都市計画区域の有無に問わず、ま、全域で対象として事業の方は取り組んでおるところでございます。

前田智永議員

はい、都市計画区域に関わらず、移住定住を推進していくということで、少し安心したんですけれども。
この移住定住施策について、4月の改選時にもですね、私にも非常にたくさんお声を聞かせていただきました。とにかく不安だと。もう人がどんどんいなくなる。そこをどういうふうに呼び込んでいくかというのは、やっぱり市としてこう進めていくというようなところが欲しい、というような声を非常にたくさん聞かせていただきました。
4月の改選時には市長も選挙に出られておりますので、その時に非常に多く聞かれたんではないかと推測するわけですけれども。
続けて2番の質問に移ります。

戦略的な住宅整備と社会増の実現について

前田智永議員

各自治振興区等では、様々な移住定住対策を目的とした取り組みを実施されておりますが、すぐに住める住宅がないという現状がございます。

若者を中心とした移住定住者が住める住宅を早急に整備し、社会増につなげることが重要と考えます。
そのためには国費等の活用も含めて、市長の戦略的な政策実行が必要不可欠であると考えますが、見解をお伺いします。
議長

答弁。市長。

市長

ご質問にお答えいたします。

第2期庄原市住宅基本計画においては、UIターンと定住の促進に資する住まいづくりを、民間を含めた住宅施策の基本目標に掲げ、UIターン者向けの多様な市営住宅等の供給を施策の1つに位置付ける一方で、市営住宅の役割として、民間借家市場を補完する多様な市営住宅の供給による定住の促進を明示しているところであり、現在策定中の次期計画においても、こうした方針等は維持すべきものと考えております。

現在本市では、住宅に困窮する低所得者などの住宅確保に配慮が必要な方に対する公営住宅、中堅所得者層や子育て世帯等を対象とした特定公共賃貸住宅など、計64団地、867戸を所有・管理しておりますが、今後の人口減少を見据えますと、人口規模に見合う適切な規模へと縮減を図っていくことが避けて通れないことから、令和6年3月に庄原市公営住宅等長寿命化計画を策定し、公表したところでございます。

この計画では、個々の住宅の維持管理について、令和16年までの計画期間中の当面の対応と、30年先を見越した方向性を明らかにしており、様々な事情等を考慮しつつも、基本的にはこの計画をベースにして総合的に判断し、優先順位をつけながら、改修や除却等を行っていくことになります。

市内の一部の自治振興区や地域には、移住定住者の獲得のため、住宅を早期に整備してほしいとの希望があることも承知しておりますが、市営住宅に関しては、庄原市全体を俯瞰し、戸数の適正化を進めていく必要がある中で、一旦建設すると将来にわたって管理コストが生じることなども考慮すれば、将来のまちづくりや新規整備の需要やニーズ、民間賃貸住宅の動向、加えて定住促進の効果について、慎重に判断する必要があることもご理解をいただきたいと思います。

一方、住宅基本計画では、UIターン者の居住の支援のため、民間賃貸住宅の供給を促進するための支援を講じていくことも明記されており、建設工事にかかる原材料費や人件費が高騰している状況を踏まえた助成制度のあり方等についても研究してまいりたいと考えており、二地域居住の推進や従業員の確保といった市の施策を推進する上で有効性が認められる案件で、迅速に対応しなければ機会損失につながる可能性があるということにも念頭に対応してまいります。

議長

前田智永議員。

前田智永議員

はい、おっしゃる通り、それぞれ様々な施策展開をされていく中で、機会損失に陥っては行けないという懸念の中で、しかし人口は減少していくというところの狭間で、大変苦慮されていることと思います。それは住民も同じです。
で、そこで、やっぱり動かなかったら、先ほど言われた計画の中で縮小、縮減になるだけです。ただ、住民は諦めてないんですよ。もう一生懸命、もう涙ぐましい努力をしながら、まあやっているところとそうでないところと言いますと、なかなか難しいところもあると思いますけど、それでもやっぱり住民が努力してイベントを打っていったりとか、発信をしたりとか、そういう努力をしている中で、やっぱりこの物理的な生活基盤である住宅というのは、市も一体的に、もちろん民間が建てるという手法もあると思います、先ほど市長が言われたように。こういったところにも民間が勝手に建ててくれではなく、やっぱり市も関わっていくべきではないかと。そこにはやっぱり戦略が必要になると思うんです。
この地域は本当に縮減だけしていくのか。それとも、そういった手を打ちながら、まだ頑張ってもらおう、みんなで頑張って社会増を目指そうという気運がやっぱり必要だと思います。

で、1つですね、ご提案と言いますか、私の考えなんですけれども、本市には県大、農技大の2大学、それから庄原実業、格致、西城紫水、東城の4高校、全国で学校がどんどんなくなって、都市部に集中をして行っているという中で、これらの学校を地域の努力もあり、なんとか維持をしてきております。
その中で、学校の魅力化を市としてもされていると思います。それに合わせて、やっぱりそこにずっと住みたいという子がいるわけですよ。でも、そこに住宅、彼らが望む住宅であるとか、農地であるとか、そういったものがなければ、やっぱり他市に流れているというような実態もありますが、これについてどのようにお考えか。
まあ産学官とかで、あの子供たちの声も聞かれていると思いますので、そういった観点からどのようにお考えかお伺いしたいと思います。
議長

答弁。企画課長。

企画課長

はい、ご質問にお答えをいたします。

まあそうした財源をですね、まあ有利に活用していくっていうことは、これはまあ重要だというふうに思っております。ただやはりあの、まあそうしたメニューが豊富であるからということだけではなくてですね、まあどれが一番その効果があるか、いったところはきっちり見極めが必要かなというふうに思います。

まあそうした中で、市が考えるまちづくりにまあフィットするような、そうした財源はしっかり活用してまいりたいというふうに考えておりますし、まあそうした、まあいろいろ財布の中身とも考えながらですね、ある程度縮小していくものも、まあこれは仕方がないとは思いますが、その一方では、そこだけにとどまらない、未来の成長戦略も描けるような、そうした取り組みは進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

議長

前田智永議員。

前田智永議員

はい、ぜひその代名（題名？）にはやっぱり国だけの費用ではなく、市の方も出して行くことになるかと思いますので、市民の方にも丁寧に説明をしていただいて、まあ我々も一緒に頑張るから、ここは我慢するから、ここを進めていこうと。
まあ住宅だけじゃないと思うんです。それぞれの地域で必要なこと、要望されることそれぞれあると思うので、それぞれの地域に即した、それぞれの計画に沿って、しっかりと戦略的に進めることで、社会増につながる一軒を獲得できるように、我々も頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
質問を終わります。
議長

以上で前田智永議員の質問を終わります。
この際、暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。